

大台町建設工事等総合評価方式技術審査会設置要領

(目的)

第1条 大台町発注工事等指名審査委員会（以下「指名審査会」という。）の長は、総合評価方式を実施するに当たっては、大台町総合評価方式実施要領（令和4年大台町告示第90号。以下「実施要領」という。）第5条に基づき、総合評価技術審査会（以下「技術審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 技術審査会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 総合評価にかかる入札の評価に関する基準（評価項目、評価基準、得点は分）の設定
- (2) 提出された技術資料の審査、評価及び評価値の算出
- (3) 三重県公共工事等総合評価意見聴取会（以下「意見聴取会」という。）における学識経験者への意見聴取
- (4) 総合評価にかかるヒアリングの実施
- (5) 技術資料作成説明会の実施
- (6) 低入札において、その入札参加者から入札時に施工体制意向確認書が提出された場合の施工体制確認審査
- (7) その他

2 前項で定める事項のうち、第1号から第3号、第6号から第7号の結果及び指名審査会の長が必要と認めるものは、指名審査会に報告する。

(意見聴取)

第3条 技術審査会は、落札者決定基準を定めようとするときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第4項に基づき、あらかじめ、意見聴取会において学識経験者の意見を聴く。

2 技術審査会は、前項の規定による意見の聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに、改めて意見を聴く必要があるとの意見を述べられた場合は、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、意見聴取会において学識経験者の意見を聴く。

(施工体制確認審査の結果に関する措置)

第4条 技術審査会は、第2条第1項第6号の施工体制確認審査の結果について大台町施工体制確

認型総合評価審査会（以下「施工体制確認審査会」という。）意見を求めなければならない。この場合、技術審査会は、審査結果を記載した書面を施工体制確認審査会に提出するものとする。ただし、大台町施工体制確認審査マニュアル4. 入札失格要件(3)に該当する場合は、施工体制確認審査会への報告に代えることとする。

（審査結果の報告）

第5条 技術審査会は、前条第1項ただし書きの規定による施工体制確認審査会への報告とあわせて、指名審査会に報告するものとする。

2 技術審査会は、前条第1項の規定による施工体制確認審査会からの意見の表示とあわせて、指名審査会に報告するものとする。

（組織）

第6条 技術審査会は、会長、副会長及び委員（以下「構成員」という。）をもって構成する。

2 構成員の選定は、別紙1による。

3 構成員は、当該案件を所掌する指名審査会の長に任命された者とする。

4 指名審査会の長は、前項に基づき構成員を決定した際には、構成員に通知する。なお、構成員を追加又は変更した場合においても同様の取扱いとする。

5 構成員に異動が生じた場合は、後任の者がその職を引継ぐ。ただし、これによらない場合は、指名審査会の長に新たに任命されたものに引継ぐ。

（運営）

第7条 会長は会務を総括し、会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長及び副会長がともに事故等があるときは、予め定めた所属の者を代理人として充てる。

3 前項の規定は各委員に事故等があるときにも準用する。

（開催）

第8条 技術審査会は、会長がこれを招集する。なお、開催方法については、個別に意見照会を行うことで当該構成員全員の同意が得られる場合や、該当する構成員間の意見調整や情報共有を図る必要がない場合は、その他の方法によることができる。

2 技術審査会は、当該案件について任命されている構成員のうち、会長又は副会長を含む過半数が参加しなければ成立しない。

（守秘義務）

第9条 構成員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。

2 その職を退いた後、及び調査審議に係る資料（電磁的記録を含む）の取扱いにおいても同様とする。

（事務局）

第10条 技術審査会の事務局は、総務課に置く。

（その他の事項）

第11条 この要領に定めるものを除くほか、技術審査会の運営に関し必要な事項は、会長が技術審査会に諮って定める。

2 必要な様式は、三重県総合評価方式の運用ガイドラインを準用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日より施行する。

別紙1

技術審査会の構成

委員長 事業担当課以外の事業課長

副委員長 事業担当課長

委員 事業担当課以外の事業課長

委員 事業担当課以外の室長若しくは主幹

委員 事業担当課以外の室長若しくは主幹

委員 事業課以外の課長若しくは主幹

（注1）上記委員構成は一般的構成であり、対象発注工事の工事内容及び工事規模等により、その構成を決定するものとする。

（注2）事業課とは建設課、生活環境課、産業課、森林課とする。事業課以外は総務課、企画課、健康ほけん課、町民福祉課、教育委員会とする。